

文京区指定有形文化財 指定説明書

(1) 名 称	木造義山豪栄坐像
	付 旧像内納入品
	法華経要文等 1 紙
	梵字陀羅尼及び密印等 1 紙
	梵字聖天真言等 1 紙
	名号等 1 紙
	歯 1 個
	巻数 1 紙
	木札 1 枚
	勾玉 2 点

(2) 員 数 1 軀

(3) 区 分 有形文化財（彫刻）

(4) 所有者 宗教法人 心城院（湯島三丁目 32 番 4 号）

(5) 所在地 湯島三丁目 32 番 4 号

(6) 法 量（単位cm）

（本体） 像高 18.5

（台座） 高 3.2 張 24.5 奥 18.3

(7) 形 状

（本体）円頂。襟と袖のつく被布を着ける。両手は屈臂して、ともに全指を握り持物を執る形。腰に刀を差し、座布団（布製）2枚を重ねた上に正座する。像底に両足裏、足指、および衣文をあらわす（彫出）。

（台座）上壘座。後ろの両隅を丸くあらわす。その上に座布団2枚を重ねて敷く。

(8) 品質構造

（本体）ヒノキ材か、寄木造、玉眼。像表面は白下地、彩色。

（台座）ヒノキ材、彩色。座布団は絹製、綿入り。

(9) 時 代 江戸時代 19世紀前半

(10) 説 明

本像は、ともに伝わる木札の銘によると、心城院義山豪栄の70歳古稀の寿像である。剃髪して正座する俗人の姿をあらわす。像高20cmに満たない小像であるが、像主の風貌をよく伝えると思われる柔和な顔の表現と、衣の細部までをていねいにあらわした堅実な技術などから、仏像制作を主とする専門仏師の手になったものと思われる。本体に欠失部はほとんどなく、保存状態はきわめてよく、台座も造立当初のものである。

旧像内納入品のうち「名号等」には、義山豪栄の名と花押があり、その書風などとの比較から、それ以外の旧像内納入品も豪栄によって書かれたものと見られる。また、首にかけら

れる石製（瑪瑙製）の勾玉 2 点は、5 世紀代から 6 世紀後半ごろにかけての古墳時代中・後期に帰属するものであるが、像主ゆかりの品とみられる。

義山豪栄は、心城院の中興と伝わる。墓は、金嶺寺（台東区谷中 1-6-27、天台宗）にあり、銘によると心城院第 10 世で、天保 14 年（1843）5 月 13 日に没したことが知られる。生年未詳のため本像の造立年は確定できないものの、およその年代がわかる。このことは本像の作風および技法から推定される制作年代とも矛盾しない。

なお、心城院はかつて宝珠弁財天堂と称す湯島天神に属した一堂宇で、元禄 7 年（1694）湯島天神別当喜見院三世宥海の開基と伝わる。のちに柳井堂とも称した。明治初年に湯島天神から独立し、天台宗に属した。

《主な参考文献》

- ・副島弘道「(文京区文化財調査報告) 木造義山豪栄坐像 1 軀」(2019 年 3 月 14 日)
- ・瀧音 大「(文京区文化財調査報告) 勾玉 2 点」(2019 年 11 月 20 日)
- ・町田 聡「心城院について」(2019 年 11 月 29 日)

(1 1) 文化財的価値

本像は、僧侶の像でありながら被布を着し帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣の襷と足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも特色の一つであり、像主の名およびその制作時期が明らかになる点で、近世彫刻史上において貴重である。いっぽう、被布は現代では少女の晴れ着であるが、もとは江戸時代後期に始まった男子の上着である。本像が造られた頃はその流行の初期であり、像の表現に当時の風俗が反映されていることも文化史上興味深い。

このように、本像は江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品である。

(1 2) 指定基準

「文京区文化財指定基準」 第一 区指定有形文化財 「二 絵画、彫刻、工芸品」のうち、「(一) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの」および「(二) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの」に該当する。

(写真)

